

ガス溶接技能講習・出張講習会のご案内

「受講者が15名以上まとまれば、講師が出向いて講習します」

可燃性ガス(アセチレン、プロパン等)及び酸素を用いて行う、金属の溶接・溶断・加熱などの業務は、就業に当たって法令上の制限があり、ガス溶接技能講習の修了者でないと業務を行ってはならないと定められています。作業時に修了証の携帯が義務づけられ、違反した場合は、6ヶ月未満の懲役もしくは50万未満の罰金が科せられることになっています。(労働安全衛生法60条、施行令20条)

(一財)日本溶接センターは、神奈川県労働局長の認定を受け、ガス溶接技能講習を毎月2回定期に行い、国家資格の修了証を交付しています。

また、遠隔地の企業や団体等のため、下記の条件が満たされている場合は、講師が現地へ赴き出張講習を行う便宜も計っており、多くの学校や、企業、団体などの講習を実施しています。実施のご計画がありましたら、ご相談に応じますのでご連絡下さい。

記

□ 出張講習会の開催条件

受講希望者が15名以上で、各企業・団体内で、学科講習ならびに修了試験が公正に実施できる会場、設備などが整う場合としています。

注)開催に当たっては、詳細な打ち合わせと会場の安全確認を兼ねて事前下見を行います。

□ 講習内容 2日間(8:45~17:00)

初日:学科講習

2日目:学科・実技講習及び修了試験

ガス溶接技能講習規定で定められている講習科目の範囲・時間により学科講習、実技講習および修了試験を行います。

注)使用テキスト～厚生労働省認定教科書 [新版ガス溶接技能教本](#)

□ 講習日

ご希望の日時に合わせるように調整しますので、開催希望の1ヶ月程前にご連絡下さい。

休日(土・日・祭)にも開催します。

□ 講習会費用

当センターで行うガス溶接技能講習と同様。

□ 講習会場の必要条件概要

☆ 学科講習会場～受講者を収容できる会議室・教室・食堂等で机、椅子、黒板などが必要です。

☆ 実技講習会場～天候(晴雨)にかかわらず、受講者全員で実技ができる広さを有する会場。

□ 実技講習の機材設備

注)裏面の“実技講習の段取り概要”をご参照の上、準備して下さるようお願いします。

講習会費用は、[銀行振込](#)でお願い致します。

(いそな銀行(銀行番号 0010)/川崎支店(支店番号 631) 当座預金 No.413442)

一般財団法人 日本溶接技術センター

〒210-0001 川崎市川崎区本町2丁目11番19号

TEL: 044(222)4102

FAX: 044(233)7976

URL: <http://www.jwsc.or.jp/w.htm>